

## 平成29事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について

国税庁では、的確な調査に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報の収集を行い、その収集した資料情報を様々な角度から分析し、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、厳正な調査を実施しています。

### 1 所得税

#### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

所得税の調査については、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に、深度ある実地による調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、特定の事項などに申告漏れ等が見込まれる事案には、短期間で行う実地による着眼調査を実施しています（以下、実地により行う調査を総称して「実地調査」といいます。）。

このほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により、申告漏れ、計算誤り又は所得（税額）控除の適用誤りがある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。

このように、事案に応じた的確な調査等（「実地調査」及び「簡易な接触」）をいいます。以下同じです。）を実施し、適正・公平な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査が5万件（前事務年度4万9千件）、着眼調査が2万3千件（前事務年度2万1千件）であり、簡易な接触の件数は55万件（前事務年度57万7千件）となっています。

これらの調査等の合計件数は62万3千件（前事務年度64万7千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は38万4千件（前事務年度40万件）となっています。

#### (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

実地調査による申告漏れ所得金額は、5,894億円（前事務年度5,

359億円)であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは5,080億円(前事務年度4,499億円)、着眼調査によるものは814億円(前事務年度860億円)となっています。

また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は3,143億円(前事務年度3,525億円)となっており、調査等合計では9,038億円(前事務年度8,884億円)となっています。

### (3) 追徴税額(調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。)の状況

実地調査による追徴税額は、947億円(前事務年度819億円)であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは887億円(前事務年度753億円)、着眼調査によるものは60億円(前事務年度66億円)となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は249億円(前事務年度293億円)となっており、調査等合計では1,196億円(前事務年度1,112億円)となっています。

### (参考) 譲渡所得

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、2万4千件(前事務年度2万7千件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、1万8千件(前事務年度2万件)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、1,482億円(前事務年度1,494億円)となっています。

## 2 消費税(個人事業者)

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

消費税(個人事業者)の調査等については、収集した資料情報や所得税の申告事績、その業種の景況等から見て、所得税を過少に申告して意図的に消費税の申告を免れていると想定される事案、また、課税取引と非課税取引の判定や簡易課税制度のみなし仕入率に誤りが想定される事案などを対象に調査等を実施し、適正な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査が2万8千件(前事務年度2万8千件)、着眼調査が1万件(前事務年度8千件)であり、簡易な接触の件数は5万件(前事務年度5万件)となっています。

これらの調査等の合計件数は8万8千件（前事務年度8万7千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は6万2千件（前事務年度6万1千件）となっています。

**(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含みます。）の状況**

実地調査による追徴税額は、全体で273億円（前事務年度245億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは250億円（前事務年度221億円）、着眼調査によるものは22億円（前事務年度24億円）となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は50億円（前事務年度56億円）となっており、調査等合計では、322億円（前事務年度301億円）となっています。

## 平成29事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

## 1 所得税

項目		区分		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
				特別・一般		着眼		計					
					対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
1	調査等件数	件	49,012		21,226		70,238		576,906		647,144		
			49,735	101.5%	23,218	109.4%	72,953	103.9%	549,684	95.3%	622,637	96.2%	
2	申告漏れ等の非違件数	件	42,653		15,796		58,449		342,018		400,467		
			43,464	101.9%	16,874	106.8%	60,338	103.2%	323,570	94.6%	383,908	95.9%	
3	申告漏れ所得金額	億円	4,499		860		5,359		3,525		8,884		
			5,080	112.9%	814	94.7%	5,894	110.0%	3,143	89.2%	9,038	101.7%	
4	追徴税額	本税	641		58		699		286		985		
			753	117.5%	53	91.4%	806	115.3%	242	84.6%	1,048	106.4%	
5			加算税	112		8		120		7		127	
			134	119.6%	7	87.5%	141	117.5%	7	100.0%	148	116.5%	
6		計	753		66		819		293		1,112		
			887	117.8%	60	90.9%	947	115.6%	249	85.0%	1,196	107.6%	
7	一件当たり	申告漏れ所得金額	918		405		763		61		137		
			1,021	111.2%	351	86.7%	808	105.9%	57	93.4%	145	105.8%	
8		追徴税額	本税	131		27		99		5		15	
					151	115.3%	23	85.2%	111	112.1%	4	80.0%	17
9	加算税			23		4		17		0.1		2	
			27	117.4%	3	75.0%	19	111.8%	0.1	100.0%	2	100.0%	
10		計	154		31		117		5		17		
			178	115.6%	26	83.9%	130	111.1%	5	100.0%	19	111.8%	

(注) 1 平成29年7月から平成30年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員の行った調査等の計数を含む。)

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

## 2 消費税(個人事業者)

項目		区分		実地調査						簡易な接触		調査等合計		
				特別・一般		着眼		計						
					対前年比									
1	調査等件数	件	28,211		8,428		36,639		50,140		86,779			
			28,415	100.7%	9,504	112.8%	37,919	103.5%	49,631	99.0%	87,550	100.9%		
2	申告漏れ等の非違件数	件	22,827		6,717		29,544		31,505		61,049			
			23,368	102.4%	7,757	115.5%	31,125	105.4%	31,080	98.7%	62,205	101.9%		
3	追徴税額	本税	185		21		206		53		259			
				209	113.0%	18	85.7%	227	110.2%	47	88.7%	274	105.8%	
4			加算税	36		3		39		3		42		
			42	116.7%	4	133.3%	46	117.9%	2	66.7%	49	116.7%		
5		計	221		24		245		56		301			
			250	113.1%	22	91.7%	273	111.4%	50	89.3%	322	107.0%		
6	一件当たり	追徴税額	本税	66		25		56		11		30		
					73	110.6%	19	76.0%	60	107.1%	10	90.9%	31	103.3%
7				加算税	13		4		11		0.6		5	
			15	115.4%	4	100.0%	12	109.1%	0.5	83.3%	6	120.0%		
8		計	78		29		67		11		35			
			88	112.8%	23	79.3%	72	107.5%	10	90.9%	37	105.7%		

(注) 1 平成29年7月から平成30年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。

3 上段は、前事務年度の計数である。

【参考1】特別調査・一般調査とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うものであり、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人等を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものである。

【参考2】着眼調査とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に現場で短期間で行う調査である。

【参考3】簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものである。

## (参考2)

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	直近の年分 に係る申告 漏れ割合	前 年 の 位 順 位
		万円	万円	%	位
1	キャバクラ	2,897	834	93.7	-
2	風 俗 業	1,974	443	89.7	1
3	不動産代理仲介	1,774	478	30.6	14
4	システムエンジニア	1,365	176	53.2	-
5	機械器具、部品修理	1,357	230	56.4	-
6	焼 肉	1,356	322	60.9	-
7	冷暖房設備工事	1,254	237	54.4	-
8	人 材 派 遣	1,246	263	65.8	-
9	バ ー	1,245	249	71.7	11
10	ダンプ運送	1,233	174	64.5	6

- (注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。
- 2 「直近の年分に係る申告漏れ割合」は、  

$$\frac{\text{申告漏れ所得}}{\text{調査前所得} + \text{申告漏れ所得}}$$
 で算出している。
- 3 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。
- 4 平成28事務年度まで、1位の「キャバクラ」は「キャバレー」、4位の「システムエンジニア」は「その他の技術サービス」などとして業種管理していたが、それぞれ業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	20 事務年度		21 事務年度		22 事務年度		23 事務年度		24 事務年度		
	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額	
		万円		万円		万円		万円		万円	
1	貸 金 業	4,842	キ ャ バ レ ー	2,545	風 俗 業	2,076	キ ャ バ レ ー	2,896	風 俗 業	2,078	
2	キ ャ バ レ ー	2,725	風 俗 業	2,264	廃 棄 物 処 理	1,625	風 俗 業	2,135	キ ャ バ レ ー	1,867	
3	風 俗 業	2,520	く ず 金 卸 売 業	1,926	プ ロ グ ラ マ ー	1,492	情 報 サ ー ビ ス	1,425	バ	ー	1,189
4	病 院	2,235	廃 棄 物 処 理	1,533	く ず 金 卸 売 業	1,326	水 産 養 殖 業	1,266	畜 産 農 業 (肉 用 牛)	1,181	
5	情 報 サ ー ビ ス	1,546	食 肉 小 売	1,461	情 報 サ ー ビ ス	1,273	く ず 金 卸 売 業	1,234	人 材 派 遣 業	1,130	

9

	25 事務年度		26 事務年度		27 事務年度		28 事務年度		29 事務年度	
	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額
		万円		万円		万円		万円		万円
1	風 俗 業	3,329	キ ャ バ レ ー	2,093	キ ャ バ レ ー	2,628	風 俗 業	2,083	キ ャ バ ク ラ	2,897
2	キ ャ バ レ ー	1,972	風 俗 業	1,979	風 俗 業	2,326	キ ャ バ レ ー	1,667	風 俗 業	1,974
3	バ	1,226	バ	1,159	畜 産 農 業 (肉 用 牛)	1,471	プ ロ グ ラ マ ー	1,178	不 動 産 代 理 仲 介	1,774
4	く ず 金 卸 売 業	1,055	冷 暖 房 設 備 工 事	966	ダ ンプ 運 送	1,144	畜 産 農 業 (肉 用 牛)	1,150	シ ス テ ム エ ン ジ ニ ア	1,365
5	特 定 貨 物 自 動 車 運 送	979	ダ ンプ 運 送	932	特 定 貨 物 自 動 車 運 送	1,118	防 水 工 事	1,109	機 械 器 具 、 部 品 修 理	1,357

(注) 1 1件当たりの申告漏れ所得金額は、調査全年分に係るものである。

2 平成28事務年度まで、平成29事務年度1位の「キャバクラ」は「キャバレー」、4位の「システムエンジニア」は「その他の技術サービス」などとして業種管理していたが、それぞれ業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。

(付表)

(参考3)

## 平成29事務年度 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	28事務年度	29事務年度	対前年比
① 調査等件数	件 26,872	件 24,105	% 89.7
土地建物等	20,437	19,226	94.1
株式等	6,435	4,879	75.8
② 申告漏れ等の 非違件数	件 20,353	件 18,022	% 88.5
土地建物等	14,910	14,023	94.1
株式等	5,443	3,999	73.5
③ 非違割合 (② / ①)	% 75.7	% 74.8	ポイント ▲1.0
土地建物等	73.0	72.9	0.0
株式等	84.6	82.0	▲2.6
④ 申告漏れ所得金額	億円 1,494	億円 1,482	% 99.2
土地建物等	1,114	1,200	107.7
株式等	381	282	74.1
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 556	万円 615	% 110.5
土地建物等	545	624	114.5
株式等	591	578	97.7

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

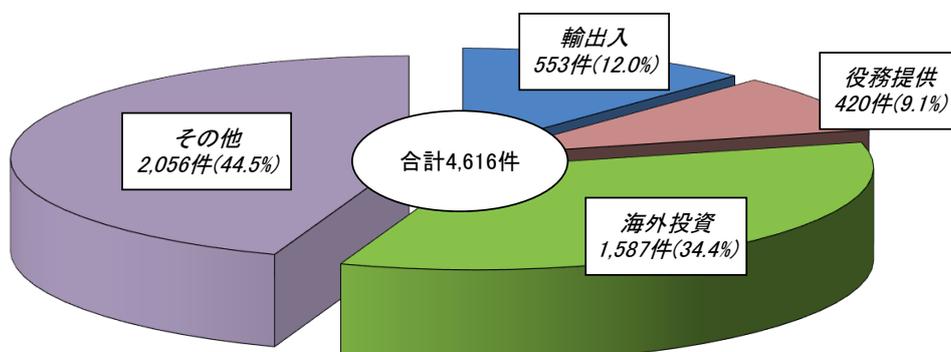
(参考4)

トピックス

# 海外投資等を行っている個人の調査状況

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、平成30年9月に初回交換が行われたCRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、平成30事務年度においても積極的に調査を実施します。
- 平成29事務年度における実地調査（特別・一般）の件数は、4,616件（平成28事務年度3,145件）となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,116万円（平成28事務年度1,720万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの申告漏れ所得金額1,021万円（平成28事務年度918万円）の約2.1倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は977億円（平成28事務年度541億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は440万円で、追徴税額は総額で203億円に上ります。

## 1 調査状況(取引区分別)

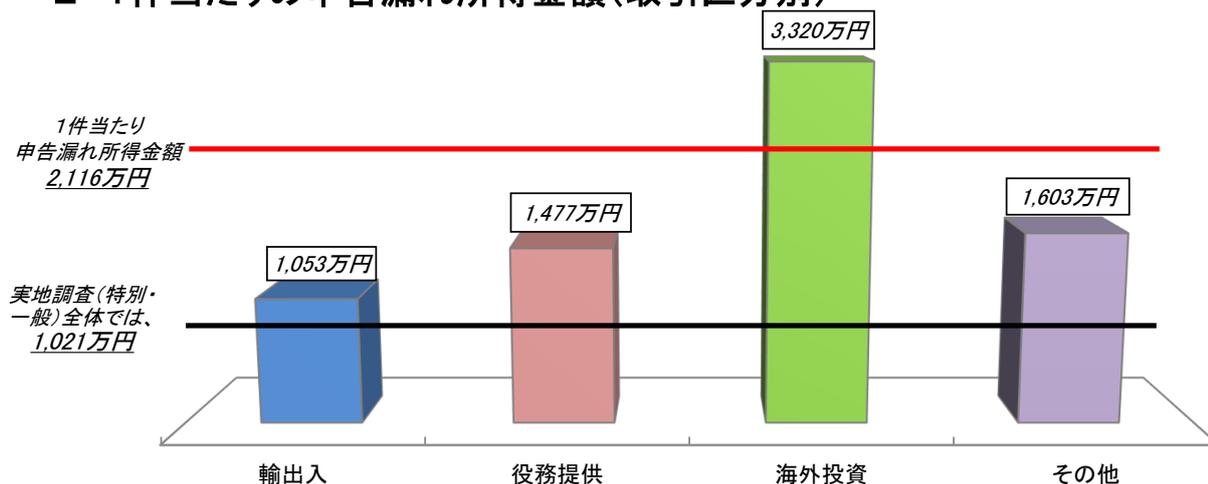


(注) ( )内の数値は構成比

(参考)

- 1 輸出入…事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 役務提供…工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 海外投資…海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 その他…海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

## 2 1件当たりの申告漏れ所得金額(取引区分別)



## 「富裕層」への対応

- 国税庁では、有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に調査を実施しており、平成30事務年度においても積極的に取り組んでいます。
- 平成29事務年度における実地調査（特別・一般）の件数は、5,219件（前年比124.6%）、追徴税額は総額で177億円（前年比139.4%）となっています。
- また、1件当たりの追徴税額は339万円で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額178万円の約1.9倍となっています。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、平成29事務年度において862件（前年比161.7%）の調査を実施しており、1件当たりの追徴税額は827万円と特に高額となっています。

### ○ 「富裕層」に対する調査状況

項目		事務年度等			29事務年度 実地調査 (特別・一般)全体	
		28事務年度	29事務年度	対前年比		
調	査 件 数	件	4,188	5,219	124.6%	49,735
申	告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件	3,406	4,269	125.3%	43,464
申	告 漏 れ 所 得 金 額	億円	441	670	151.9%	5,080
追	徴 税 額	億円	127	177	139.4%	887
一 件 当 た り	申 告 漏 れ 金 額	万円	1,054	1,283	121.7%	1,021
	追 徴 税 額	万円	304	339	111.5%	178

### (参考) 海外投資等をした「富裕層」に対する調査事績

項目		事務年度等			
		28事務年度	29事務年度	対前年比	
調	査 件 数	件	533	862	161.7%
申	告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件	478	713	149.2%
申	告 漏 れ 所 得 金 額	億円	137	269	196.4%
追	徴 税 額	億円	41	71	173.2%
一 件 当 た り	申 告 漏 れ 金 額	万円	2,576	3,119	121.1%
	追 徴 税 額	万円	772	827	107.1%

# 無申告者に対する調査状況

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして的確な課税処理に努めています。平成30事務年度においても実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施します。

## ＜所得税無申告者に対する調査状況＞

- 平成29事務年度における所得税無申告者に対する実地調査（特別・一般）の件数は、7,779件となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,136万円となっており、実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの申告漏れ所得金額1,021万円の約2.1倍となっています。  
また、申告漏れ所得金額は総額で1,662億円に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は267万円で、追徴税額は総額で207億円に上ります。

## ＜消費税無申告者に対する調査状況＞

- 平成29事務年度における消費税無申告者に対する実地調査（特別・一般）の件数は、9,400件となっています。
- 1件当たりの追徴税額は、165万円となっており、消費税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額88万円の約1.9倍となっています。  
また、追徴税額は総額155億円に上ります。

## 1 所得税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		対前年比
		28事務年度	29事務年度	
調査	件数	7,612	7,779	102.2%
申告漏れ	所得金額	1,406	1,662	118.2%
追徴	税額	146	207	141.8%
1件当たり	申告漏れ	1,847	2,136	115.6%
	追徴税額	192	267	139.1%

(参考)

29事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
49,735
5,080
887
1,021
178

## 2 消費税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		対前年比
		28事務年度	29事務年度	
調査	件数	8,816	9,400	106.6%
追徴	税額	135	155	114.8%
1件当たり	追徴税額	153	165	107.8%

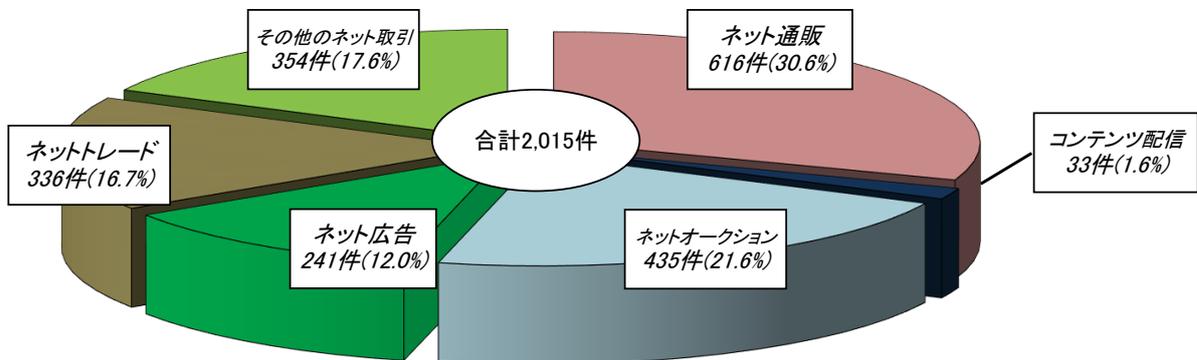
(参考)

29事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
28,415
250
88

# インターネット取引を行っている個人の調査状況

- インターネット取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、平成30事務年度においても積極的に調査を実施します。
- 平成29事務年度における実地調査（特別・一般）の件数は、2,015件（平成28事務年度1,956件）となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,087万円（平成28事務年度1,197万円）となっており、申告漏れ所得金額の総額は219億円（平成28事務年度234億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は186万円で、追徴税額は総額で37億円に上ります。

## 1 調査状況（取引区分別）



（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）

- 1 ネット通販…事業者が商品を販売するためのホームページを開設し、消費者から直接受注する販売方法（オンラインショッピング）による取引
- 2 コンテンツ配信…インターネットを利用して行われる電子化された音楽、静止画、動画、書籍、情報等のダウンロード取引又は配信提供に係る取引
- 3 ネットオークション…インターネットを利用して行われるオークション取引
- 4 ネット広告…ホームページ、電子メール、検索エンジンの検索結果画面等を利用して行われる広告関連取引
- 5 ネットトレード…インターネットを利用して行われる株、商品先物又は外国為替等の取引
- 6 その他のネット取引…出会い系サイトの運営など、1～5に該当しない取引

## 2 1件当たりの申告漏れ所得金額（取引区分別）

